

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第10号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについて、及び陳情第11号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについての以上2件に関わりまして、2月17日の委員会において、品田委員から質疑をしたい旨の申出がありました。

それでは、御発言願います。

○品田委員 おはようございます。すみません、この陳情第10号と第11号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについてに関して、質疑をしていきたいと思っています。

この陳情は、2021年2月13日に旭川市内の女子中学生が失踪し、同年3月23日に市内の公園で遺体で見つかるという痛ましい事件の発生を発端としております。改めて、お亡くなりになられた女子生徒、廣瀬爽彩さんに対しまして、心から哀悼の意を表しますとともに、御冥福をお祈りしたいと思います。

陳情に合わせて、質疑の中では、お名前ではなく女子中学生と呼ばさせていただきます。

少し振り返りますと、この事件後、教育委員会は調査を旭川市いじめ防止等対策委員会に諮問し、2021年6月から1年3か月に及ぶ調査の末、2022年9月に、対策委員会報告書が提出されました。しかし、その150ページに及ぶ報告書は、御遺族の意向と個人情報保護を理由に、教育委員会が半分以上をマスキングして公表しました。この間の報道各社や右翼、ユーチューバー等による過熱報道はすさまじく、学校や教育委員会、関係者への直撃取材など、特に、無関係の人も含む特定の個人がネット上で熾烈なバッシングを受ける騒動になりました。まさに異常としか言いようのない状況だったことは、まだ記憶に新しいところです。私たち議員には、黒塗りの対策委員会報告書しか渡されず、何が真実か、再調査が本当に必要なのか等の判断にも苦悩する状況でした。しかし、遺族弁護団からの要望もあって再調査委員会が設置され、1年9か月後の昨年9月に再調査委員会報告書が提出され、対策委員会では認定しなかった学校、学級でのクラスメートの行為等をいじめと認定し、いじめと自殺の因果関係を認定しました。その間に、黒塗りのない対策委員会報告書が流出することで、新たなことが分かってまいりました。また、障害認定された子どもの薬の副作用の問題や、自己肯定感の低さが指摘される日本の子どもたちの置かれた環境等、新たな視点からの専門家の提言や関係者の証言を取り上げるなど、多角的な報道もされるようになってまいりました。今回の陳情は、それらを読んだ上で提出されたものと考えます。

まず最初に、陳情の要旨の内容について教育委員会の認識を伺いたいと思いましたが、答えることはできないということで、その質問は取り下げました。そこで、そのあとの特にひどい捏造点に

関して、抜粋項目に挙げられた6件について伺いたいと思います。1、当該事件の被害者である女子中学生の保護者からの重大な相談の要請について、デートを優先して拒絶した女性教員、2、当該女子中学生が自身の命と引換えに自身の性的な画像の消去を他の生徒へ求めた発言、3、当該女子中学生が入水を図った際に、いじめ発覚を恐れて警察官へ虚偽説明をした男子生徒、4、不特定多数へ2の画像を拡散した男子生徒、5、1人の被害者よりも10人の加害者の未来を優先する教頭、6、いじめを隠蔽すべく会合での弁護士同伴を忌避させた校長、これらの報道内容が調査報告書にどう記載されていたのか、そして、当該者の方々の現状について伺いたいと思います。

○工藤学校教育部主幹 本件につきましては、発生以来、SNSも含めまして様々な媒体で発信されており、その全てを把握はしておりませんが、臆測による誹謗中傷もあったものと受け止めてございます。当該者個々の報道内容ですとか、関連する調査報告書の記載、現状につきましては、プライバシーに関わることですので、お答えは控えさせていただきます。

○品田委員 教育委員会としては、黒塗り部分に関わることは答えられないことは理解いたしますので、私が読んだネット流出資料を基に述べさせていただこうと思います。ただし、ほぼ同じということでしたが、公表版ではないので、真意は確認できるものではありません。そのことだけ先にお断りしておきます。

まず、1の女性教員についてです。そんなことは言っていないと、母親も否定したそうです。そして、2は全くの捏造で、男子生徒が当該女子中学生のしぐさをまねて、からかったことが発端であり、当該女子中学生は、自身の性的な画像が保存されていたことを知っていたことをうかがわせる事実は認められなかったと流出した報告書には書かれているようです。3の入水を図った際の警察への供述には、そのような事実は認められなかったと報告書に書かれているようです。4の不特定多数へ画像を拡散した事実は、確認されていないようです。そして5番目、1人の被害者よりも10人の加害者の未来を優先する教頭、教頭はそんな発言はしていないということです。6の校長はいじめの隠蔽を意図したのではなく、教育的見地から理由を示しているようです。謝罪の場の設定は、関係生徒の反省を促し、保護者に家庭での指導を要請する教育的一環として設定する考えであり、弁護士による示談交渉等のために行うことを想定していない、公共施設である学校は民事不介入である等の考えを示しているようでございます。対策委員会報告書のマスキングした箇所、これらが誤報であり、事実と異なることが明記されていると、委員の方が記者会見でも述べておりました。ほかにも、入水時の教師たちが本人に寄り添った対応をしていたり、本人の希望もあって、女子中学生が病院に入院されていたときに、学校が面会に行って学習指導を3回行ったことなど、学校と女子中学生の信頼関係があったことがうかがえる記述がマスキングされており、こういうことがマスキングされたことで、学校は何もしなかったと厳しい批判にさらされる要因となっているように思います。特に、関わった教職員は人生が大きく変えられていると思います。女性教師は、この報道でデート先生とバッシングを受け、体調を崩して休職後、退職したと聞いています。教頭先生は、現在、当該中学校に在籍しておりますが、他校では1人しかいない教頭職なのに2人体制になっていると、この常任委員会でも報告を受けております。元校長先生は、他町で教育委員会に勤めていたのに、マスコミやユーチューバー等が押しかけたため、辞職に追い込まれております。

マスキングすることで誤った報道がそのままにされ、せっかくの名誉回復の機会でもあったと考えますが、なぜマスキングしたのか、マスキングする判断に至った根拠を示してください。

○矢野学校教育部教育政策課主幹 旭川市いじめ防止等対策委員会の調査報告書につきましては、国のガイドラインに基づき、関係者の個人情報保護のほか、公表の方法や内容を御遺族と確認した上でマスキング処理を行ったものでございます。

○品田委員 御遺族に寄り添うことと、言いなりになることは全く違うと思います。報告書が報告書のていをなさなくなっております。

教頭を2人体制にしているのはなぜでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 本件の発生を受け、北海道教育委員会に要請し、人事管理上の措置として、複数の教頭配置となっているものと認識しております。

○品田委員 人事管理上の措置とのことですが、罰を与えているように見えます。評判のよい、慕われる先生だったと聞いておりますが、校長試験も受けられないのではないのでしょうか。対策委員会報告でも、再調査委員会報告でも、個人の問題ではなく組織の問題であり、教員個々人の努力以前の問題だと指摘しております。そこはどう受け止めているのでしょうか。元校長は再任用等を希望していないのでしょうか。どんな対応になっておりますか。

○山下学校教育部教職員課長 再任用等の希望につきましては、個人の人事情報でありますので、お答えは控えさせていただきます。

○品田委員 結論が出るまで再任用できないと言われてっていると聞いております。私は、関係者の皆さんが、家族も含めて非常に大変な思いをされたと思っております。こうした2次、3次被害に遭った方々に、教育委員会としてどんな行動を起こしたのか尋ねたかったのですが、確認不足でしたのでこちらは省きます。今回、陳情が出ていますが、この陳情がなくても、教育委員会として事実関係を明らかにして、名誉回復につなげる考えはありますでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 本件の事実関係につきましては、旭川市いじめ防止等対策委員会及び旭川市いじめ問題再調査委員会の報告書におきまして、明確に整理されているものと認識しております。

○品田委員 事実関係については、明確に整理されているものと認識しているとのことですが。今回の質疑でも答えられないものが大変多い中で、果たしてそうでしょうか。疑問が残ります。いじめ防止等対策委員会の報告書は半分以上マスキングされ、特に、誤報道を指摘した部分や学校の対応等、大変重要な部分が読めない状態です。多くの市民も、ネット環境にない方などは全く知らない状況です。再調査委員会報告書は、女子中学生の障害特性など、プライバシーに関することもあえて公表しております。いじめ防止等対策委員会報告書の流出問題もありましたが、事実関係が明確に整理されている報告書として、マスキングを外して公表し、疑念に答えるべきではないでしょうかと指摘して、私の質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、前回まで判断保留であった民主・市民連合に判断できる状況にあるか確認いたします。

○品田委員 すみません、少しお時間をください。

○高花委員長 それでは、今回は保留といたします。

この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、令和7年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第44号、議案第

48号、議案第50号及び議案第85号ないし議案第93号の以上12件につきまして、理事者から説明願います。

○石原いじめ防止対策推進部長 議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、いじめ防止対策推進部所管分について御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、いじめ防止対策推進部所管の予算は、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の臨時事業2事業でありまして、合計の予算額は4千802万5千円、前年度当初に対しまして、229万1千円、率にして5.0%の増となっております。

主な事業につきまして、お手元の令和7年度予算臨時事業費説明資料に基づき御説明申し上げます。資料の7ページを御覧ください。いじめ防止対策費4千302万5千円につきましては、市長部局と教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、重大化の防止に取り組むいじめ防止対策「旭川モデル」の取組を推進するものです。令和7年度は、新たに精神科医や警察官経験者の専門的知見を活用した支援や、民間のフリースクールやいじめ防止・青少年育成サポーター等の民間ボランティアとの連携による不登校生徒への学習等の支援のほか、(仮称)いじめ防止対策首長連合の発足に向けた活動を進めてまいります。

続きまして、いじめ防止対策推進基金積立金500万円につきましては、いじめ防止対策の推進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、基金を新設し、寄附金の積立てを行うものであります。

以上が、いじめ防止対策推進部所管の令和7年度一般会計予算事業の主な内容です。

続きまして、議案第85号、旭川市いじめ防止対策推進基金条例の制定についてであります。本条例は、いじめ防止対策の取組の持続的な推進を図ることを目的に、あさひかわ応援寄附金等の寄附金を活用し、いじめ防止対策の推進に必要な事業の財源に充てるため、基金を設置しようとするものでありまして、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

いじめ防止対策推進部からの説明は以上でございます。

○向井子育て支援部長 本定例会に提出しております議案のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算でございます。

資料等はありませんが、子育て支援部所管の一般会計予算は、3款民生費、4款衛生費、10款教育費にまたがっており、総額は、81事業で240億6千649万1千円で、前年度に対して25億1千572万3千円、率にして11.7%の増となっております。増となった主な理由でございますが、児童手当の国の制度変更の通年化、高校生年代までの医療費の無償化及び子どものための教育・保育給付に係る公定価格の増が主な要因となっております。

次に、主な新規・拡充事業につきまして、臨時事業費説明資料に基づきまして御説明を申し上げます。まず、35ページを御覧ください。35ページの下から2番目、産後ケア事業費でございます。本事業は、心身の不調、育児への不安、その他特に支援が必要と認められる母子を対象に、心身のケアや育児に関する助言等を行うものでございますが、令和7年度は新たに流産、死産等で子どもを亡くされた方を対象に、訪問型によりグリーフケアを実施しようとするもので、事業費は1千783万円を計上しております。

次に、38ページでございます。上から2番目、病児保育事業費でございます。こちらは、保護

者の子育てと就労の両立を支援するため、児童が病気やけがの際、家庭での保育が困難な場合に保護者に代わり一時的に保育を行う病児保育事業を実施するもので、令和7年度は、閉所する新旭川保育所の後継施設として、民間の病後児保育施設を1か所開設しようとするもので、事業費は3千222万7千円を計上しております。

次に、39ページの1番下、新規事業の保育推進事業費でございます。本事業は、令和4年5月に策定した旭川市の保育と市立保育所の在り方に基づき、本市の保育水準の維持とさらなる向上及び地域の子育て世帯への保育に係る支援体制の構築を図るため、旭川市保育センターを設置、運営するもので、事業費は360万5千円を計上しております。

次に、42ページでございます。上から4番目、同じく新規事業の愛育センター園庭整備事業費でございます。本事業は、愛育センターの園庭を整備改修することで、利用者に遊びを通じた適切な療育の場を提供するとともに、園庭を活用し、障害を持った児童及び保護者の居場所の提供や地域交流などにより、本市のインクルーシブを推進しようとするもので、事業費は660万円を計上しております。なお、本事業につきましては、債務負担行為を設定し、令和8年度までの2か年にわたって事業を実施しようとするもので、令和7年度は、園庭の設計整備のほか、園庭整備に係る情報発信を行うものでございます。

次に、43ページの1番下になります。不妊対策推進費でございます。本事業は、高額な医療費がかかる不育症治療及び先進不妊治療に係る費用の一部を助成するものですが、令和7年度は補助対象を拡大し、先進不妊治療受診のために市外へ通院する費用の一部を補助しようとするもので、事業費は498万2千円を計上しております。

次に、44ページ中段の幼稚園振興費でございます。こちらは、幼児教育の充実と幼稚園就園の保護者負担の軽減を図るため、教材教具及び教員等研修に係る経費の一部を補助するもので、令和7年度は療育玩具等の購入を対象とした特別支援加算を設けようとするもので、事業費は1千324万3千円を計上しております。

最後に、経常費のため資料等はございませんが、ひとり親家庭等医療費助成費及び子ども医療費助成費でございます。本事業においては、令和5年8月より、健康保険適用医療費の自己負担部分を中学生まで無償化したところではありますが、さらに、令和7年8月より、それを高校生年代まで拡充しようとするもので、事業費はひとり親家庭等医療費助成額が1億8千427万1千円、子ども医療費助成費が12億7千133万円をそれぞれ計上しております。

続きまして、子育て支援部所管の特別会計予算について御説明を申し上げます。

各会計予算書を御覧ください。まず、議案第48号、育英事業特別会計でございます。予算書の25ページとなっております。予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5千723万7千円であり、前年度に対して2千128万4千円、率にして7.6%の減となっております。

次に、議案第50号、母子福祉資金等貸付事業特別会計でございます。予算書の33ページとなっております。予算総額は、歳入歳出それぞれ1億5千736万9千円であり、前年度に対して1億2千264万3千円、率にして43.8%の減となっております。前年度より減となった主な要因につきましては、令和6年度に法の定めに基づく国への償還や市の一般会計への繰り出しを行ったことにより、令和7年度への繰越額が減となる見込みであることや、令和7年度の国への償還額等が減となることなどによるものでございます。

以上が、子育て支援部が所管する令和7年度予算の主な内容でございます。

続きまして、条例改正の関わる議案でございます。

初めに、議案第86号、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第88号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第89号、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定についての以上3件につきましては、いずれも児童福祉法等に基づく関係省令等の一部が改正されたことを受け、本市が条例で定めている食事の提供に係る基準について所要の改正を行うものであり、施行日は令和7年4月1日としております。

次に、議案第87号、旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてでございます。本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営について市町村が基準を定めることとなりましたことから新たに条例を定めるもので、施行日は令和7年4月1日としております。

次に、議案第90号、旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第91号、旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、いずれも医療費無償化の対象児童を18歳、高校生年代までに拡大しようとするもので、施行日は、受給者証の年度更新に合わせて令和7年8月1日としております。

以上、よろしく願いいたします。

○坂本学校教育部長 議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、学校教育部所管分について御説明申し上げます。

資料はございません。経常費、臨時費を合わせた予算総額は75億5千231万3千円であり、前年度と比べ20億8千1万3千円の増、率にして38%の増となっております。

主な臨時事業については、令和7年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。85ページを御覧ください。初めに、10款教育費1項教育総務費2目事務局費の上から3段目にあります学校ICT環境整備費12億9千359万3千円についてでございます。本市では、国のGIGAスクール構想に基づき、タブレット端末を令和2年度に配備し、令和3年度から小中学校で使用をしています。令和7年度末で5年が経過することから、最新の情報機器で学ぶことができる環境を整えるため、令和7年度に一括更新するものです。

次のページ、86ページを御覧ください。上から3段目の1項教育総務費3目教育指導費、校内教育支援センター推進費583万2千円についてです。本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、いじめによる不登校重大事態も複数件発生していることから、校内で安心して過ごせる場所を確保し、支援の充実を図るため、校内教育支援センターを中学校2校にモデル設置し、いじめ対策官の役割も担う支援員を各校に1名配置するものです。

次に、1番下の1項教育総務費3目教育指導費、いじめ問題対策推進費1千345万6千円についてでございますが、令和7年度は、動画教材を活用した情報モラルの学習を実施し、学校と家庭が連携した取組を行うなど、再調査結果を踏まえた再発防止対策を推進してまいります。

次に、87ページの2項小学校費1目学校管理費の上から4段目の学校給食支援費（小学校）1

億274万2千円、及び89ページの3項中学校費1目学校管理費の下から3段目の学校給食費支援費（中学校）6千343万7千円についてでございます。給食費については、令和5年度の改定後も物価高騰が続いていることから令和7年度分の改定を行ったところですが、保護者負担の軽減を図るため、7年度の値上げ分を支援するものです。令和5年度の改定分は、7年度から保護者に負担をいただくこととしており、小学校では年額5千400円増の5万8千200円、中学校1～2年生では年額5千400円増の6万8千400円、中学校3年生では年額5千100円増の6万5千100円となります。

次に、88ページの2項小学校費2目教育振興費、1番上の特別支援教育推進費2億7千181万2千円につきましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うため、特別支援教育専門員、補助指導員を配置するものです。常に見守りが必要な医療的ケア児への対応では、看護職の資格を持つ補助指導員の配置を拡充し、支援体制の強化を図ってまいります。

次に、90ページの3項中学校費2目教育振興費の1番下の部活動指導員配置促進費789万3千円につきましては、中学校に部活動指導員を配置するもので、令和7年度は3名増員し、24名体制とし、教員の負担軽減と部活動指導の充実を図ってまいります。

次に、予算書を御覧ください。第2表、債務負担行為について御説明いたします。8ページを御覧ください。東旭川学校給食センター調理業務委託料、限度額5億4千690万円につきましては、拠点校方式による調理指導体制を維持し、安全、安心で持続可能な学校給食の提供を図るため、東旭川学校給食センターの調理業務を民間委託するものです。令和7年度は、令和8年度からの業務委託の開始に向けて委託契約の手続を進めるため、令和8年度から令和10年度を期間とする債務負担行為を設定しようとするものです。

令和7年度一般会計予算については、以上でございます。

○佐藤社会教育部長 議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、社会教育部所管につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、社会教育部が所管する歳出予算は、10款教育費5項社会教育費の経常費13事業、臨時費35事業の48事業あり、事業費の合計は21億8千716万7千円で、前年度の当初予算と比較して4億7千172万1千円、率にして27.5%の増となっております。

次に、令和7年度予算臨時事業費説明資料に基づき、臨時事業の概要を御説明申し上げます。初めに、92ページ、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費の2番目にありますジオパーク構想推進費、予算額1千610万円につきましては、地域おこし協力隊制度を活用したジオパーク専門員を配置し、構成団体との連携を図りながら地域資源を題材とした講座やツアー等を実施するとともに、日本ジオパーク認定に向けた取組を進めるものでございます。

次に、93ページの上から3番目、アイヌ施策推進費、予算額1千122万6千円につきましては、アイヌ文化を生かしたまちづくりを推進するため、国のアイヌ政策推進交付金を活用して、あさひかわ菓子博の来場者を対象に博物館や川村カ子トアイヌ記念館などを巡るスタンプラリーを実施するほか、市内の児童生徒を対象としたアイヌ学習プログラム事業を行うとともに、アイヌ施策推進基金を活用したアイヌ団体の主体的な文化伝承活動を促進する事業を実施するものでございます。

次に、同じページの1番下、2目公民館費の1番目、公民館事業活動費、予算額413万5千円につきましては、市民の多様な学習機会を確保するため、百寿大学や社会的課題、ライフステージに対応した各種講座をオンラインの活用も含めて開催するとともに、サークル、団体などの学習活動の支援を行うものでございます。

次に、94ページの3目図書館費の1番目、図書館事業活動費、予算額126万5千円につきましては、旭川市子ども読書活動推進計画に基づき、関係団体と連携した図書館まつりなどのイベントや講座等の事業を実施し、子どもの読書習慣の形成を図るほか、様々な世代を対象に幅広く読書活動につながる取組を展開するものでございます。

次に、同じページの4目博物科学館費の1番目、科学館特別展開催費、予算額528万円につきましては、科学館が現在地に開館してから令和7年度に20周年を迎えることを記念して、夏休み期間を含む7月から9月に、特撮をテーマに海外でも知名度の高いゴジラをはじめとする作品で実際に使われた道具や脚本などの資料展示、旭川を題材にした巨大ジオラマの制作、展示などを行う特別展を開催しようとするものでございます。

次に、95ページの上から2番目、博物館企画展示費、予算額54万6千円につきましては、まちの歩みを写真で振り返る企画展や、あさひかわ菓子博の開催時期に合わせ、菓子作りの文化に触れる企画展を開催し、郷土の歴史や文化への関心を高める機会を提供するものでございます。

次に、同じページの5目市民文化会館費の2番目、文化会館自主文化事業費、予算額762万7千円につきましては、市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実を図るため、プロの吹奏楽団の金管五重奏とミュージカル落語の共演や、バレエの公演などを実施するものでございます。

次に、その下の文化施設等整備費、予算額832万2千円につきましては、市民文化会館の建て替えによる整備について、令和6年度に引き続き、施設整備内容の具体的な検討を行う基本計画検討会の開催や関係団体への聞き取りを行うなど、基本計画の策定に向けた取組を進めるものでございます。

最後に、96ページ、7目彫刻美術館費の1番目、中原悌二郎賞関係費、予算額610万5千円につきましては、第44回中原悌二郎賞の選考や贈呈式などを行い、彫刻を通じた文化芸術の振興を図るとともに、旭川ゆかりの彫刻家、中原悌二郎の業績を広く知らせるものでございます。

以上が、社会教育部所管の予算の概要でございます。

続きまして、議案第92号、旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本件は、旭川市立嵐山小学校及び嵐山中学校を令和7年3月31日付で廃止することに伴い、同校に併設されている江丹別公民館嵐山分館を同日付で廃止しようとするものでございます。施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

次に、議案第93号、契約の締結についてでございます。大雪クリスタルホール照明装置更新業務につきましては、同施設の音楽堂と国際会議場の一部の照明器具等を更新し、LED化を行うものであり、契約金額3億5千420万円で、東邦電設株式会社と契約を締結しようとするもので、契約の方法は一般競争入札でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時39分